

大和郡山市上下水道事業審議会答申

令和元年10月21日

大和郡山市上下水道事業審議会

○はじめに

水道事業については、平成 28 年度に施設更新を計画的に実施するため水道事業ビジョンが策定された。しかし、現在、奈良県が進めている県域水道一体化の流れの中では不確定な要素が多く、施設更新が計画的に実施できないことや人口減少等により給水収益の減少が続く中で、将来的には料金の見直しが課題として提起された。

一方、下水道事業については、下水道普及率が 95%を超え、現在は市街化調整区域を中心に整備を行っているが、水道事業と同様に人口減少等により有収水量の増加が望めない状況にある。このような状況ではあるが、今後においても公共下水道の建設事業を進めて行かなければならず、まもなく到来する施設の老朽化、耐震化にも対応する必要がある。また、平成 21 年度の企業会計方式導入後、料金改定等により黒字経営が実現したが、企業債の償還には、一般会計からの基準外繰入金（税金）に依存していることが課題として提起された。

このため、令和元年 7 月 29 日に、上下水道事業の管理者である大和郡山市長から大和郡山市上下水道事業審議会条例（平成 22 年・条例第 24 号）第 2 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の基づき「上下水道事業の経営に関すること」「水道料金及び下水道使用料に関すること」についての諮問を受け、これまで 4 回にわたり慎重に審議を重ね検討を行った結果、次のような結論を得たのでここに答申する。

○ 水道事業の経営および水道料金の改定について

本市の水道事業は、上下水道部が作成した水道事業年報によると昭和 13 年に事業認可を受け、今日に至るまで 6 回の拡張事業認可により、計画給水人口を 10 万人と設定し、施設の拡張、更新並びに維持管理等、高まる水需要の対応に努められてきたところである。

しかし、今日の少子化による人口減少、使用者の節水意識の向上、企業の自己水源の活用等により、配水量は減少傾向を示している。このことに関しては、平成 19 年度以降の 10 年間で約 2 割以上、水道料金が減少していることからそのことが伺え、また今後も人口減少が続くことから、毎年、約 1.6%ずつ、水道料金が落ち込んで行くと推測している。

本市の水道事業収益は、収入源である水道料金の落ち込みや浄水施設の更新等により、最終年の令和 10 年度に当期純損失を計上することになり、その手立

てとして、建設改良積立金の一部を取り崩すことになる。しかし、留保資金の残高には、若干の余裕をもっていることから水道事業については、当面、事業運営等に支障を来すことはないものと考えられる。

従って、本市の水道事業収益の根幹をなす水道料金については、当分の間、改定は要しないと判断するものである。

○ 下水道事業の経営について

次に下水道事業についてであるが、同じく水道事業年報によると昭和46年3月に下水道法（昭和33年法律第79号）の事業認可を受け、以降20回にわたる事業認可変更により市内の公共下水道の普及に努め、平成30年度末には、下水道普及率が95.8%に達している。現在は、計画的に市街化調整区域の整備を進めており、一時的には処理区域内人口が増え、収益も増加すると考えられるが、市街化区域で行っていた整備の時とは違い、今後、急激な増収は見込めない状況にある。また、水道事業と同様に人口減や節水意識の向上により、有収水量は減少傾向にあり、下水道使用料に関しても減少するものと推測できる。

本市の下水道収益は、企業会計適用後の平成21年度以降は、平成21年度、平成24年度の料金改定の効果により当期純利益を確保し、平成25年度以降、経費回収率もほぼ100%を超え、これまでの経営努力は認められる。

しかし、令和10年度までの収支計画においては、当期純利益は確保されているものの、依然として、企業債償還金を補填するために基準外繰入金である出資金（以下「基準外繰入金」という。）に依存している状態である。この原因は、過去の大規模投資により、建設事業に費やされた企業債の償還が今もなお続いており、償還の原資となる留保資金（減価償却費・資産減耗費・当期純利益）が不足しているためである。通常、公共下水道建設事業を行う場合、国庫補助金や地方債（企業債）などを財源に充て執行するため、収支が均衡する。しかし、企業債を償還するには、留保資金だけでは財源不足となるため、通常の企業債以外に資本費平準化債を借入れて補填しているが、償還額が大きいため、さらに一般会計から基準外に不足分を繰り入れることにより財源を補うことになる。今後においても、基準外繰入金に頼らざるを得なく、独立採算制を基本とする企業会計の原則から外れており、企業の事業推進等の独自性が保てなくなること、また、雨水公費、汚水私費の原則からも、私費負担とされる部分については、適正に使用料で徴収していく必要があり、解消していかなければ

ならないものである。

しかしながら、有収水量が減少傾向にある今日において現状は厳しく、経営改善の方策としては、本市で取り組んできた建設事業や更新事業の補助金の活用や事業費の平準化、ダウンサイジング、管更生などによる経費削減、水洗化率の向上による収益の確保などを継続して努力していかなければならないが、基準外繰入金が毎年約3億円ともなると、料金収入の増収によってしか改善できないものとする。

このため、下水道使用料の改定が必要と結論づけるものである。

○ 下水道使用料の改定について

下水道事業会計の基準外繰入金を解消するためには、下水道使用料の改定が必要であることは、先に述べたとおりである。

下水道事業における使用料算定の基本原則は、下水道法第20条第2項に「排出された下水の量や水質に応じた妥当なものであること、また、特定の使用者に対して負担に偏りのあってはならないこと」と明記されている。

改定にあたっては、この基本原則を基に「安定した収入の確保」「少量使用者への配慮」「負担の公平性」の観点を踏まえて検討を行った。

まず、基準外繰入金約3億円を下水道使用料の増収分だけで解消することを検討した。それには、一般排水においては39%、中間排水、特定排水それぞれにおいては22%の改定が必要となる。これは、前回、平成24年度の際の一般排水30%、中間排水、特定排水それぞれ10%の改定率を大きく上回り、これまでの改定でも最も大きな改定幅となり、使用者は過大な負担になり、市民生活や企業経営に与える影響が多大であると予想される。

次に、極端な料金改定を避けるため、これまでのように不足する財源を留保資金で補填しながら基準外繰入金を解消するには、一般排水で23%、中間排水、特定排水ではそれぞれ10%の改定が必要であると考えられる。しかし、この改定率で試算すると、令和8年度以降、留保資金累計額が減少に転じ、令和10年度には、次年度の事業費を確保することができず、以降の事業に支障を来す恐れが生じる。このため、基準外繰入金の削減の程度は、事業の進捗に合わせ留保資金が確保できるよう調整することが適当であるとする。

それでは、一般排水の改定率を23%とした場合についてであるが、一般家庭の場合、1ヶ月当たり20m³の使用が標準とされ、本市においても約7割の家庭

が属している。前回までの改定時と見比べても、増加分が概ね 500 円の範囲であり、適当であると判断した。

次に、事業所が対象となる中間排水、特定排水についてである。前回並みの 10%、水道料金の使用者に係る単価を超えない 15%、そして一般排水と同率の 23%の改定を設定し、事業所に与える影響や他市との料金水準比較について検討した。元来、中間排水、特定排水については、単価や使用量が一般排水に比べ大きいことから、改定率を上げると増収効果は大きくなるが、一方では事業所に多大な負担を強いることになる。また、事業所の使用量に関しては、景気の動向に左右されやすく、一般排水に比べ安定性に欠けることがあり、これまでのデータを見ると一時的には増収となるが、企業の自助努力による節減作用が働き、以前の使用量に転じることが予測される。これらのことから、極端な改定率の採用を避け、前回並みの 10%の改定が適当であると判断した。

最後に、基本料金についてである。本市の人口推移を見ると 10 年前の平成 21 年と比べ人口は約 4%減少している。これに対して世帯数は約 7%増えており、30 年前の平成元年と比べると約 34%増加している。これは、ライフスタイルの変化により核家族化や一人世帯が進んでいることが要因の一つであると思われる。また使用者の節水意識の向上や節水型トイレなどの家電製品の普及に伴い以前に比べて少量使用者は増えており、ここ 10 年間で 10 m³/月の使用者が約 5%増となっている。このようなことから、冒頭に述べたように「少量使用者に配慮した」改定を行う必要があると考えた。既に、水道料金においては、平成 25 年 4 月の改定時に措置が講じられており、今回の下水道使用料の改定においては、一般家庭の約 3 割が使用する 8 m³/月までを新たに設定し、9~10 m³/月の使用者と 2 段階の基本料金を設定し、水道料金と同額の基本料金とすることが適当であると判断した。

以上のことから、下水道使用料については、基本料金を水道に合わせた 2 段階方式に、一般排水では 23%、中間排水、特定排水ではそれぞれ 10%の改定が必要であると判断した。

また、令和元年 10 月 1 日から消費税が 10%に引き上げられ、増税に伴い実質、公共料金や生活関連商品が値上げとなり、下水道使用料の改定は使用者や事業所などにさらに負担を強いることになる。しかしながら、下水道経営を安定化させ、サービスを持続するには、基準外繰入金（税金）に依存するという構図から脱却し、公営企業の基本原則である独立採算制をいち早く確立することが必要となる。そこで今回の改定においては、できる限り使用者等に負担に

ならないよう配慮し、令和2年度、令和3年度の2か年での2段階方式による改定を実施することが適当であると判断した。

○ おわりに

今回の審議会の答申は、上下水道事業の管理者である市長の諮問により上下水道事業の経営状況と水道料金と下水道使用料について検討した結果、下水道使用料について改定を答申することとした。

しかしながら、上水道事業や下水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化や環境問題などの経済社会的変化、地震・台風などの災害発生、広域化や官民連携など法律の改正など、著しく変化している。そして、これからは建設の時代から維持管理の時代となり、さらに経営基盤の強化に努めなければならない。

このようなことを考えると、中長期的な視点からの経営分析や事業効果の確認が必要不可欠となる。

上下水道事業においては、10年間で1つの区切りとして中期的な事業計画あるいは経営戦略を策定することが望ましいと考えられている。これらについては、当然のことながら、成果の検証を行い、健全な経営状態にあるかどうかの判断を行う必要がある。

従って、今後においては、事業計画の節目となる概ね5年毎に見直しを行なうと共に、料金改定についてもその必要性を検証していくことが重要であると思われる。以上

大和郡山市上下水道事業審議会

○審議会委員

委員長	伊藤 忠通 氏	奈良県立大学 学長
副委員長	白井 輝幸 氏	昭和工業団地協議会 会長
委員	乾 充徳 氏	大和郡山市議会 議長
委員	堀川 力 氏	大和郡山市議会 建設水道常任委員会 委員長
委員	小野 修一 氏	公認会計士
委員	杉本 憲司 氏	大和郡山市商工会 副会長
委員	植村 俊博 氏	大和郡山市自治連合会 会長
委員	湯本あけみ 氏	郡山女性ネットワーク 副会長
委員	堀内 純子 氏	一般市民抽出選出
委員	小松 茂樹 氏	一般市民抽出選出

○審議経過

- ・ 第一回 令和元年 7月29日（月曜日）開催
審議事項 ① 水道事業の現状と課題について
② 下水道事業の現状と課題について
- ・ 第二回 令和元年 8月19日（月曜日）開催
審議事項 ① 下水道使用料の改定について
- ・ 第三回 令和元年 9月24日（火曜日）開催
審議事項 ① 上下水道事業審議会答申（案）について
- ・ 第四回 令和元年 10月21日（月曜日）開催
審議事項 ① 上下水道事業審議会答申について